

太鼓台平和運行実現に向けた実施計画

★が付いている方策については、短期（概ね1～2年）のうちに実施すべきもの、その他の方策については、中長期的に検討していくべきものとして分類している。

1 市役所に関係する方策

(1) 広報・啓発に関すること。

- ①★市政だより・ホームページ等様々な広報手段を活用し、市民及び県内外の観光客に対し、平和運行実現に向けた啓発活動を継続的に実施する。
- ②平和運行を行っている地区・会場のPRを実施する。
- ③平和祭典啓発を目的とした、市民向けの講演会を開催する。

(2) 文化・観光功労褒賞に関すること。

- ①★文化・観光功労褒賞の支出条件について、申し合わせ事項の改正を行う。
- ②文化・観光功労褒賞による抑止効果を上げるため、鉢合わせを行った太鼓台に対しては、褒賞金を複数年間支出しない。
- ③文化・観光功労褒賞の増額を行う。

(3) 太鼓祭り推進委員会の経費に関すること。

- ①鉢合わせを行った地区の周辺環境整備費用予算を減額し、その減額分について、平和運行を達成した地区に割り当てる。
- ②★太鼓台の運行に直接的に係る費用の支出はしない。
- ③鉢合わせを行った地区の太鼓台運営委員会（協議会）へのペナルティを検討する。
- ④周辺環境整備費用予算を増額する。

(4) 太鼓祭り推進委員会の運営体制に関すること。

- ①各地区太鼓台運営委員会（協議会）との連携を強化する。（規約の統一、各団体の会合への参加等）
- ②★太鼓祭りに対する市民・観光客の要望について、各太鼓台のかき夫等への周知を行う。
- ③★事務局が各地区太鼓台運営委員会（協議会）の会議に出席し、平和運行実現に向けた要望を行う。

(5) その他

- ①★観光振興の観点と祭礼行事推進の観点を分離する。
- ②★鉢合わせを行った太鼓台については、数年間、太鼓祭りポスターの対象としない。
- ③★鉢合わせを行った太鼓台については、数年間、市に太鼓台派遣要請があった場合の派遣対象から除外する。

2 警察に関係する方策

(1) 祭り当日の太鼓台との連携に関すること。

①祭り当日の警備人員を強化したうえで、各太鼓台に警察官を同行させ、鉢合わせの兆候が見られた時点で素早い対応が行える体制づくりを行う。

(2) 指導・取り締まりに関すること。

①★交通整理、雑踏警備、観客の安全確保だけでなく、法令違反の現行犯を見逃さず、厳しい態度で取り締まりを行う。

②市と連携のうえ、法令等の整備や法令適用の厳格化を検討する。

3 各地区太鼓台運営委員会（協議会）に関係する方策

(1) 太鼓台の鉢合わせ防止に関すること。

①★太鼓台同士の鉢合わせに関し、喧嘩両成敗及び例外排除を徹底する。

(2) 運営委員会（協議会）の統一に関すること。

①★現在9地区に分かれている太鼓台運営委員会（協議会）を、上部、川西、川東、大生院の4地区に統一し、責任を持てる体制づくりを行う。

(3) 平和運行徹底に関すること。

①★運営組織として、太鼓台運行責任の所在を明確にし、各太鼓台との連携を密にしたうえで、取り決め事項を厳守させる体制づくりを行う。

(4) その他

①鉢合わせした太鼓台への罰金制を導入する。

②太鼓台運行の優良事例に関する表彰制度を創設し、優良な太鼓台を、市に太鼓台派遣要請があった場合に優先的に派遣する仕組みをつくる。

③鉢合わせの準備行為（いわゆるヨロイの装着等）が発覚した時点で、該当太鼓台の解体命令やかきくらべ会場への入場禁止等、必要な措置を行う。

④★他地区の行事内容等も参考とし、各地区においてかきくらべを面白くする取り組みを行う。

⑤他地区の会議に出席し、平和運行に関する協議や交流を行う。

4 各太鼓台運行主体（自治会・青年団等）に関する方策

（1）外人部隊の排除に関すること。

- ①★かき夫登録のルールを厳格化し、はっぴを着ていない人間には絶対に太鼓台をかかせないように徹底する。
- ②★警察と協力のうえ、暴力団関係者の排除を徹底する。

（2）平和運行の徹底に関すること。

- ①★各太鼓台に「平和運行責任者」を複数名配置し、かき夫への平和運行意識浸透や警察との連携にあたらせ、デマや扇動等に惑わされない体制づくりを行う。
- ②★鉢合わせ発生時の責任を明確化するため、喧嘩等の行為を行った者を特定のうえ、該当太鼓台運行主体は所属地区の太鼓台運営委員会(協議会)に報告書を提出する。また、鉢合わせ行為に関する協議に、喧嘩等の行為を行った者を同席させる。
- ③★他の太鼓台の悪口を言わない等、平和運行の意識をかき夫全体に浸透させる。

（3）子どもの参加に関すること。

- ①現在のお祭り集会等に加え、小中学生の頃から太鼓台と接する機会を増やしていく。
- ②太鼓台運行主体に一定の権限を付与して、場所の限定等、安全を担保できる場合には、高校生もかき夫として祭りに参加できるよう検討する。

5 その他（全市的な問題等）

（1）市民、観覧者に関すること。

- ①★鉢合わせを煽るような、また、期待するような言動や、インターネット等への書き込みをしない。
- ②★鉢合わせの画像をインターネット等に掲載しない、また、販売もしない。

（2）マスコミに関すること。

- ①★事件や事故に偏らず、秋祭り前に祭りの本旨を報じる。